

盛岡市都市計画マスタープラン【全体構想】

(変更素案)

概要版

※現計画からの主な変更箇所について、概要版ではアンダーラインで示しています。
変更素案本編と併せてご覧下さい。

令和3年4月

盛岡市

目 次

盛岡市都市計画マスタープラン見直しの背景と経過	1
1. 市町村の都市計画マスタープランとは.....	1
2. 法的な根拠について	1
3. 計画の策定と、これまでの見直し	2
4. 今回の計画の見直し	2
5. 本計画の構成と内容	2
本計画におけるまちづくりの課題	3
1. 市民アンケートについて	3
2. 前回の見直しから約 10 年間の主な社会情勢の変化	3
3. 新しい検討テーマ	8
4. 関係団体等へのヒアリングによる意見聴取	9
まちづくりの基本的な方針	10
1. 基本的な方針の考え方.....	10
2. 本計画におけるまちづくりの基本理念.....	11
3. 将来都市構造	14
4. 都市整備の方針.....	18
市民協働によるまちづくり	26
1. 市民協働による、まちづくりの考え方.....	26
2. まちづくりの進め方と目標	26
3. まちづくり活動の実践.....	27

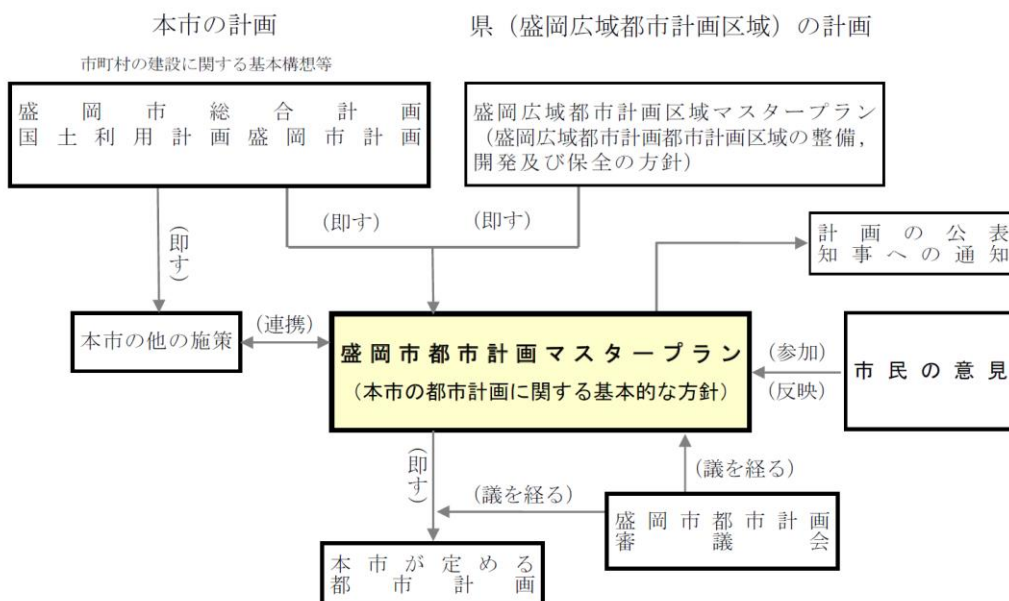
盛岡市都市計画マスタープラン見直しの背景と経過

1. 市町村の都市計画マスタープランとは

市町村の「都市計画マスタープラン」は、望ましい都市像をまちづくりの目標として明確にし、この目標の実現に向けて、都市計画の諸施策を総合的かつ体系的に展開していくため、市民参加のもとに策定する将来のまちづくりへ向けた基本方針です。

市町村が行う都市計画（土地利用、道路・公園・下水道等の都市施設整備、市街地開発事業等）は、この「都市計画マスタープラン」に即して実施されることになります。

盛岡市都市計画マスタープランの位置付け



2. 法的な根拠について

都市計画マスタープランは、都市計画法に以下のとおり規定されています。

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

3. 計画の策定と、これまでの見直し

盛岡市都市計画マスタープランは、平成 11（1999）年度から平成 13（2001）年度までの 3 箇年で策定しました。その後も各地域でワークショップを開催し、地域別構想の充実を図っています。

また、平成 18（2006）年 1 月の玉山村との合併を経て、玉山区の渋民地域と好摩地域でワークショップを開催し、地域別構想にこの 2 つの地域を加えました。

平成 19（2007）年度には、まちづくり三法の改正に伴う郊外における大規模集客施設の立地規制を図るため、計画の見直しを行い、平成 21（2009）年度には第 1 回目の全体構想の見直しを行いました。

4. 今回の計画の見直し

第 1 回目の見直しから、10 年が経過し、人口などの社会情勢が変化しており、これらを踏まえる必要が生じています。また、これらの変化に対応して平成 27（2015）年に盛岡市総合計画実施計画、令和元（2019）年 11 月に盛岡市地域公共交通網形成計画、そして令和 2（2020）年 3 月に盛岡市立地適正化計画が新たに作成されています。

これらの社会情勢の変化や新たに作成された関連計画を踏まえ、今後のまちづくりへの方針を見直すものです。

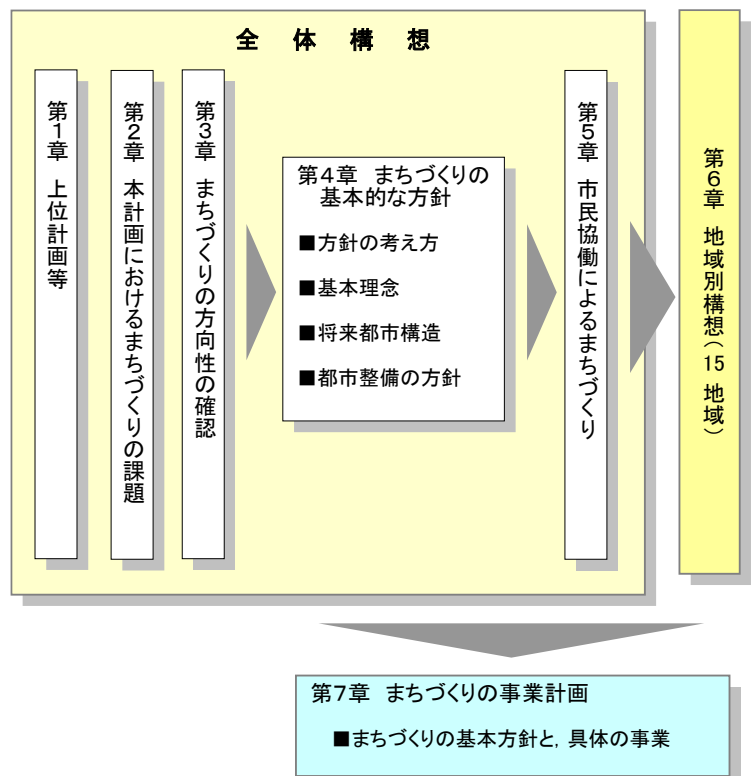
5. 本計画の構成と内容

本計画は、まちづくりに対する基本的な考えを明示した全体構想と、地域ごとの計画である地域別構想とで構成しています。

全体構想では、隣接する市町の都市計画を視野に入れながら、本市の現状と課題、まちづくりの目標と基本方針を明らかにするとともに、これを踏まえた都市整備の方針を分野ごとに整理しています。

地域別構想では、15 の地域を設定し、地域ごとにまちづくりの方針を明らかにしています。

都市計画マスタープランの全体構成



本計画におけるまちづくりの課題

1. 市民アンケートについて

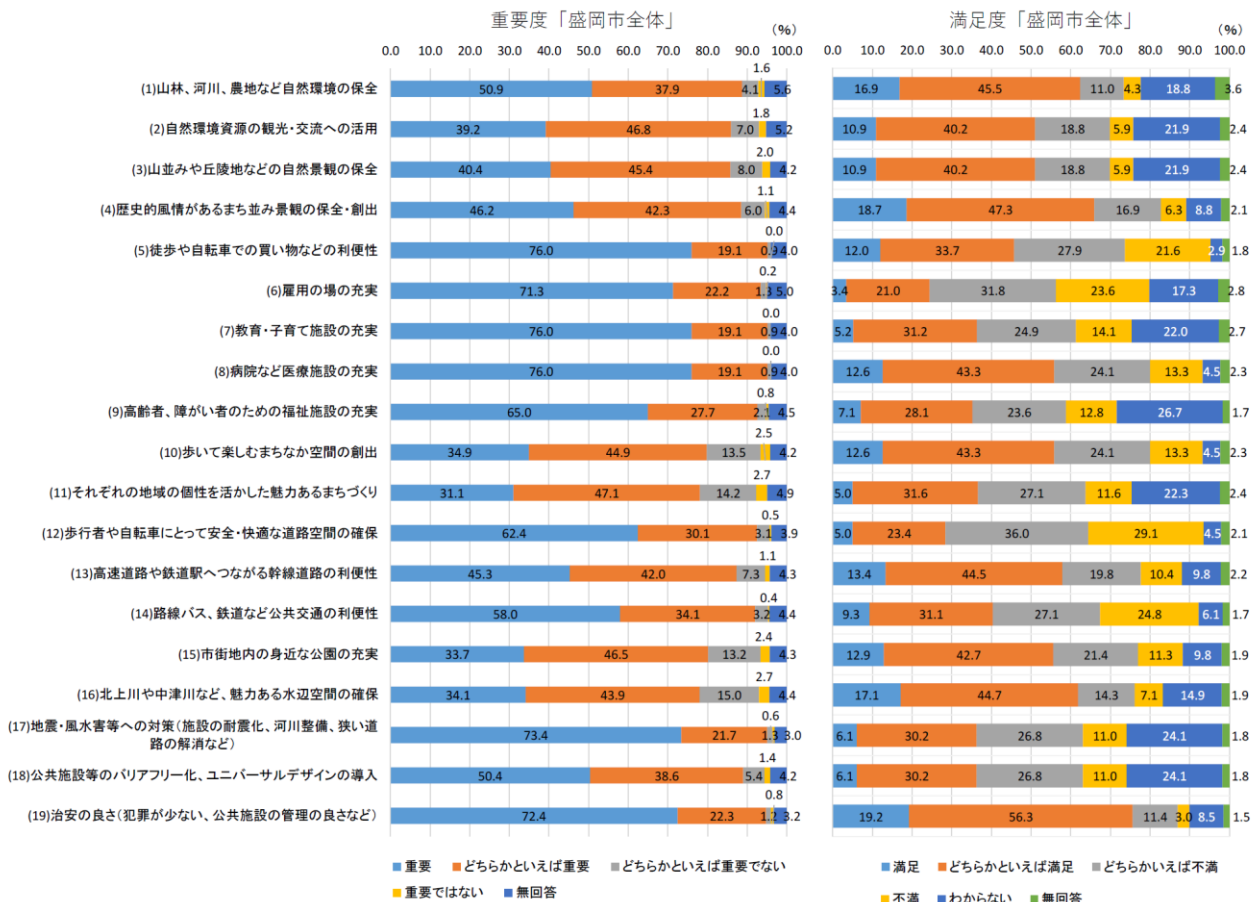
調査対象者	18歳以上の市民（無作為抽出）
調査時期	令和2（2020）年9～10月
配布数	3,000票
配布方法	郵送による配布・回収
回収票	1,056票（うちWEBによる回答181票）
有効回収率	35.2%（うちWEBによる回答6.0%）

市民アンケートからみたまちづくりの課題への評価

盛岡市全体のまちづくりに関する取り組みについて、全ての項目に対して約8割の回答が「重要度」又は「どちらかという重要」となっていることから、これまでの都市計画マスタープランにおけるまちづくりの課題について、引き続き取り組む必要性を確認しました。

一方、取り組みに対する「満足度」については、それぞれの項目で満足と感じる割合に差があり、自家用車以外の移動の利便性や雇用の場の充実など、比較的満足度の低い項目については、より一層の取り組みが求められています。

市民アンケート「まちづくりの取組状況について」

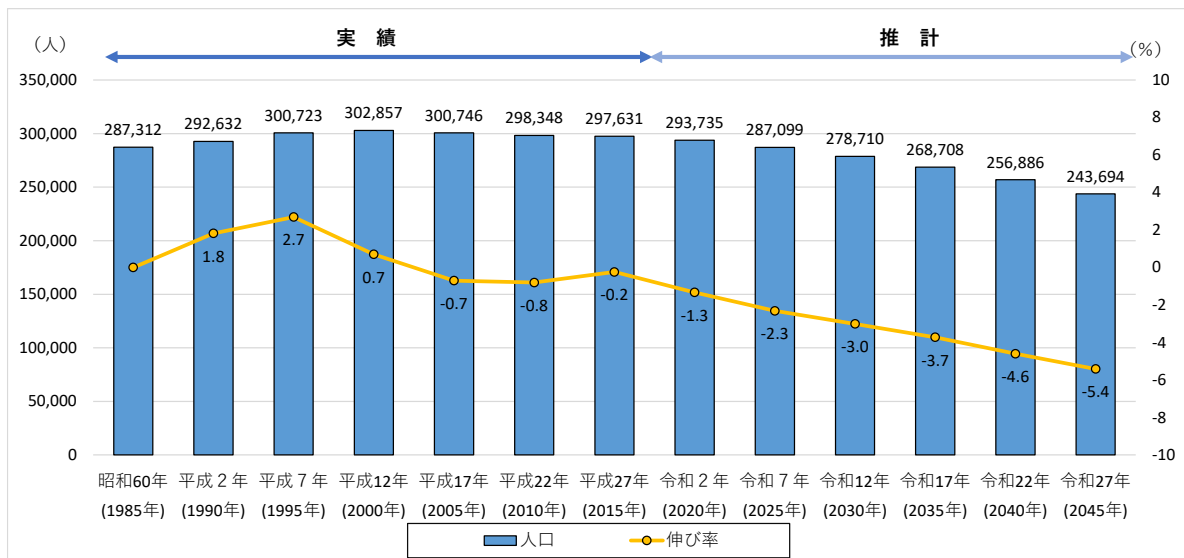


2. 前回の見直しから約 10 年間の主な社会情勢の変化

■人口

- 市全体の人口は平成 12 (2000) 年の 303 千人をピークに人口が減少に転じ、平成 27 (2015) 年において 298 千人となっています。20 年後の令和 17 (2035) 年には約 3 万人減少し、269 千人になると見込まれており、本格的な人口減少の時代が到来しています。

図 人口の推移



資料：国勢調査

- 平成 12 (2000) 年から平成 27 (2015) 年までの推移について、市街化区域においてはプラス 0.1%と概ね人口は維持されていますが、市街化調整区域においてはマイナス 11.3%と顕著に減少しています。

図 市街化区域及び市街化調整区域の夜間人口の推移

単位：人

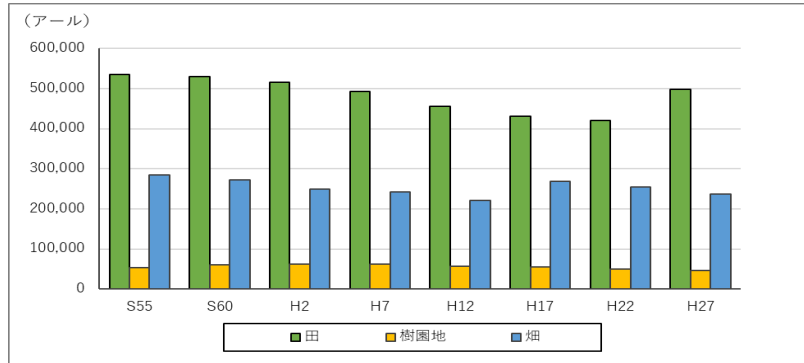
	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H27/H12増減
市街化区域	243,263	254,337	258,515	257,323	258,485	258,689	0.1%
市街化調整区域	42,496	42,000	42,781	42,040	38,704	37,937	-11.3%
都市計画区域外	6,873	4,386	1,561	1,383	1,159	1,005	-35.6%
行政区域	292,632	300,723	302,857	300,746	298,348	297,631	-1.7%

資料：都市計画基礎調査

■産業

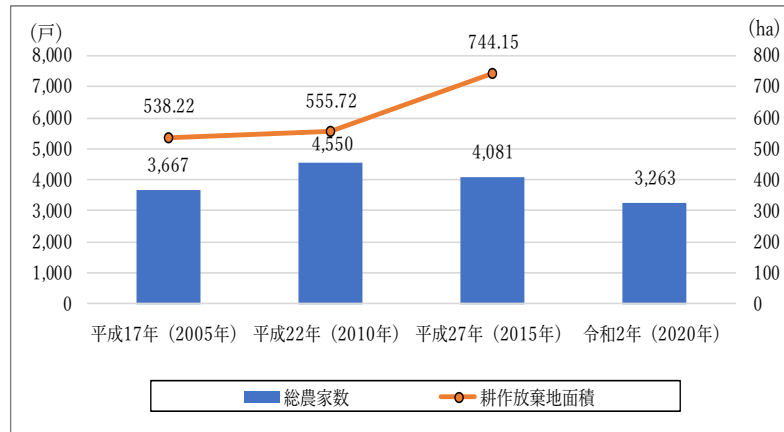
- ・農業においては、農家数の減少が継続し、耕作放棄地の面積が増加するなど、農業を中心とした地域のコミュニティの衰退が懸念されます。

図 経営耕地面積の推移



資料：農林業センサス

図 総農家数，耕作放棄地面積の推移

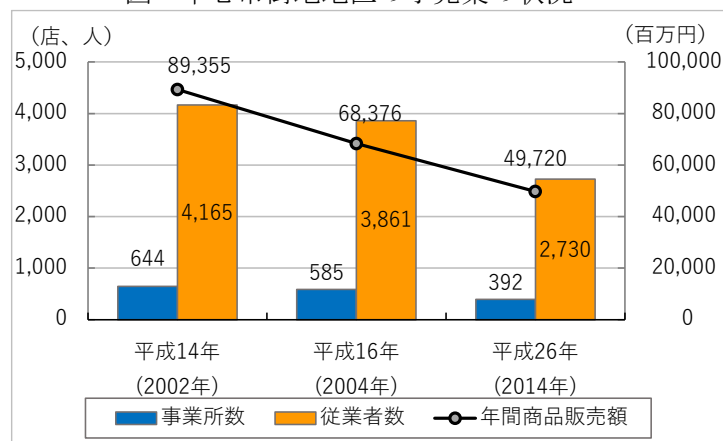


※耕作放棄地の調査については、平成 27 (2015) 年まで

資料：農林業センサス，市農政課

- ・商業においては、中心市街地における事業所数，従業者数及び年間商品販売額の減少が顕著となっています。

図 中心市街地地区の小売業の状況

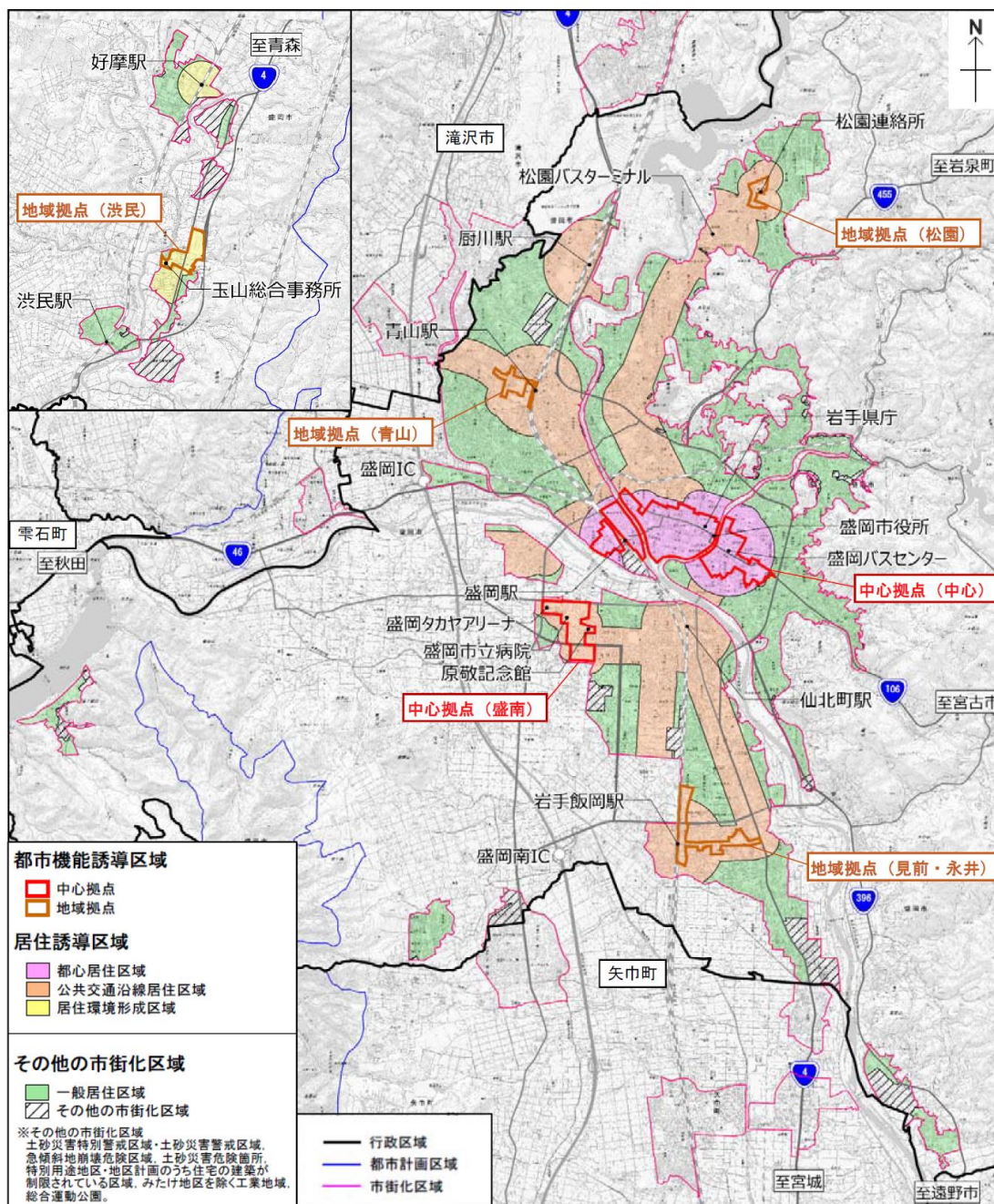


資料：商業統計調査

■盛岡市立地適正化計画によるコンパクトなまちづくり

- 市街化区域において、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を設定し、持続可能な都市の構築を目指し、コンパクトな都市構造への誘導を推進していくため、令和2（2020）年3月に盛岡市立地適正化計画を作成しました。一方で、市街化調整区域においては、地域の産業である農林業や既存集落のコミュニティの維持等の観点から、土地利用のあり方などを検討する必要があります。

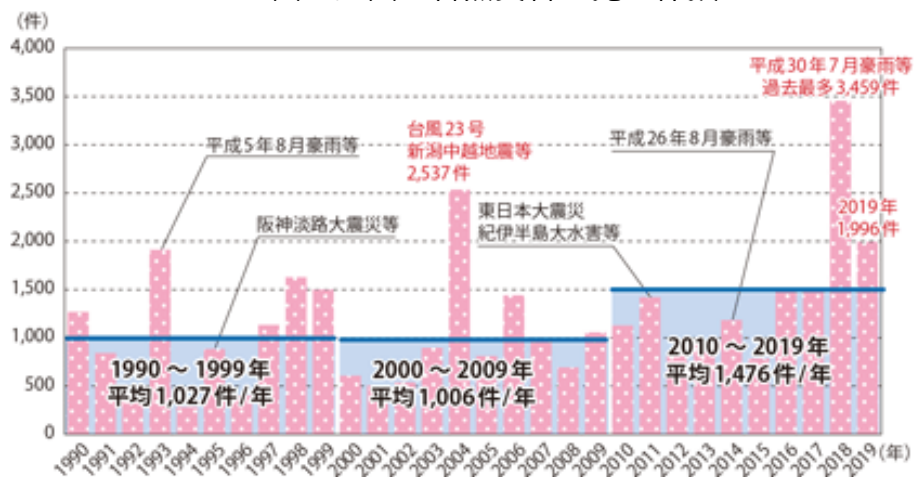
図 誘導区域等



■防災（自然災害，災害リスク）

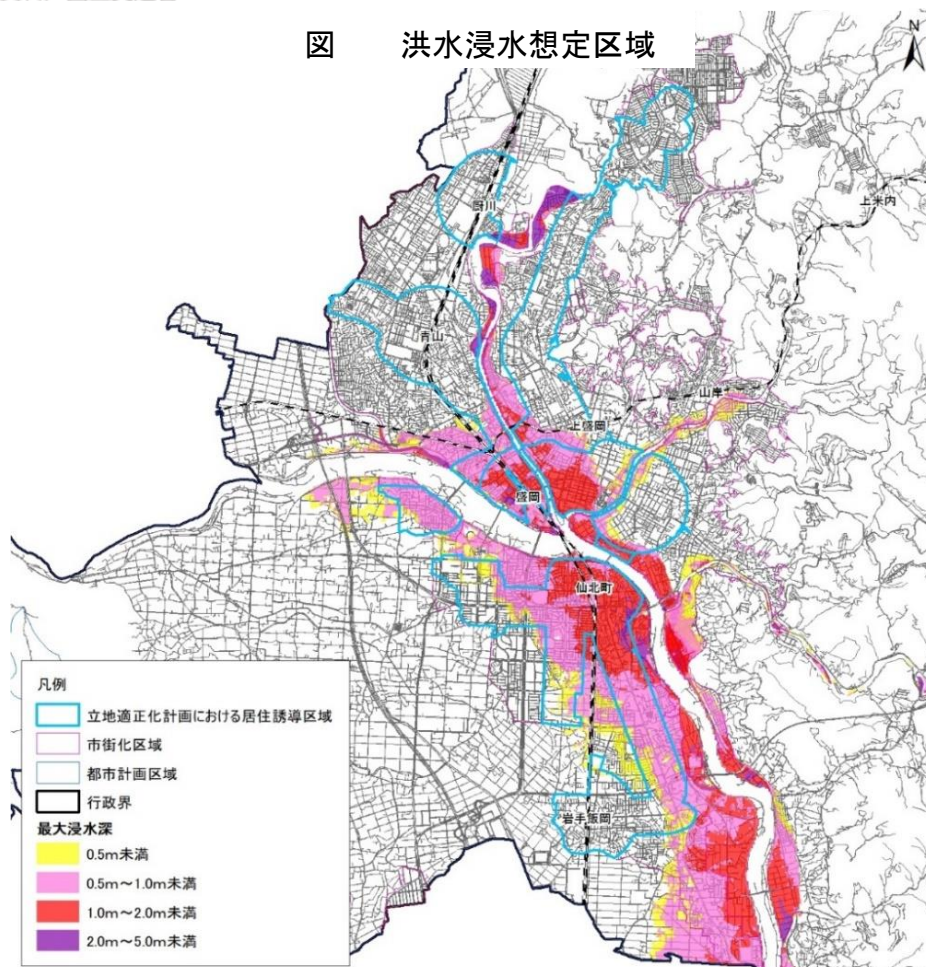
- 平成 23（2011）年に東日本大震災を経験したほか，近年毎年のように，全国的に豪雨災害等が発生するなど，災害が激甚化，頻発化する傾向であり，市においても，都市機能が集積する中心部が北上川等の浸水想定区域に含まれており，洪水リスクの高いエリアにおける市街化を抑制するとともに，グリーンインフラなどによる雨水の流出抑制など，防災・減災への取り組みが求められています。

図 全国の自然災害の発生件数



資料) 国土交通省

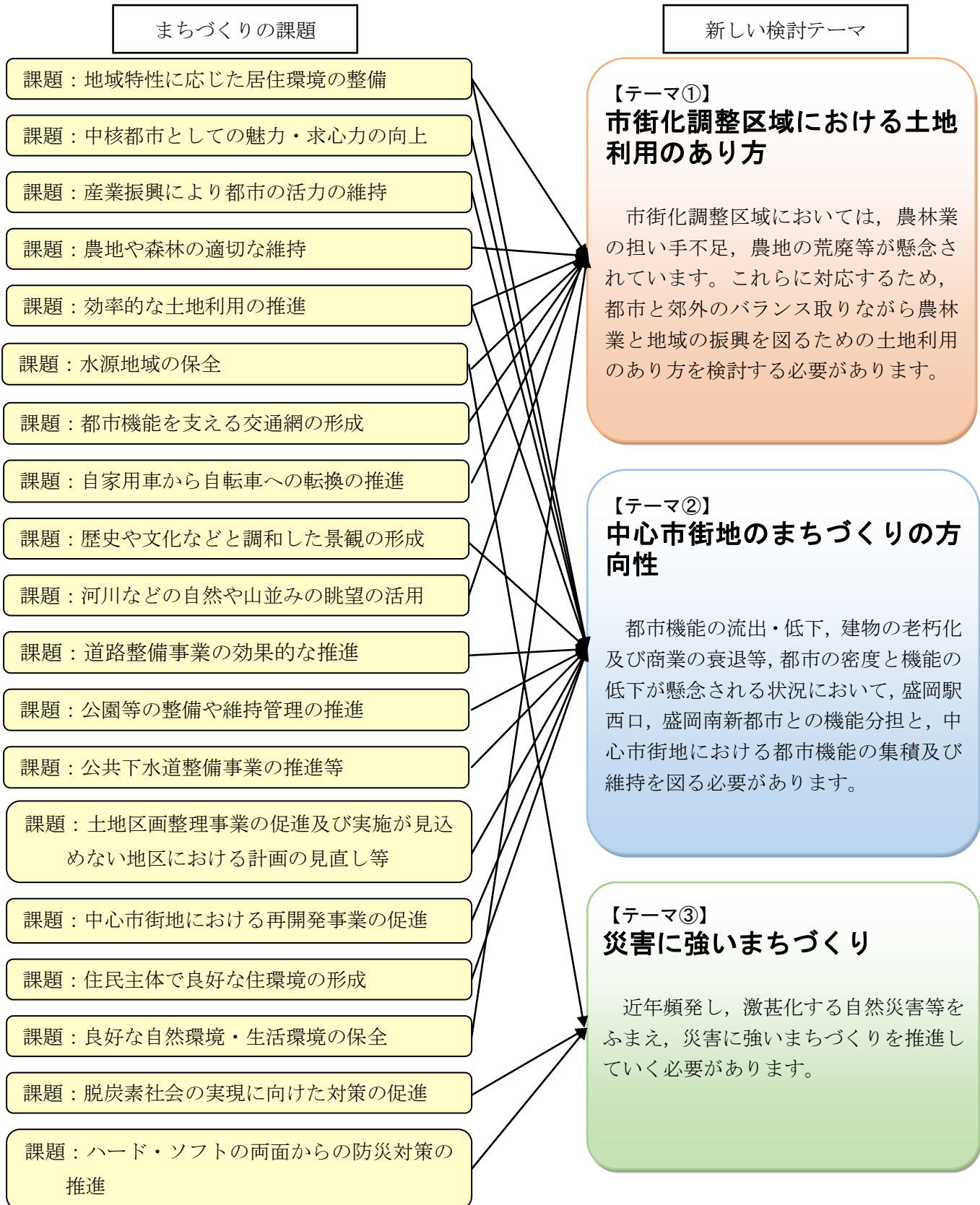
図 洪水浸水想定区域



資料：盛岡市立地適性化計画より

3. 新しい検討テーマ

社会情勢の変化などから、市を取り巻く大きな変化への対応が求められており、今後の20年の計画期間を見据え、特に重点的に取り組む必要があると考えられるまちづくりの3つの視点（検討するテーマ）について、次のとおり整理しました。



4. 関係団体等へのヒアリングによる意見聴取

新たな検討テーマそれぞれについて、特に深く関わりがある市民団体や地域住民等を対象にヒアリングを実施し、まちづくりに対する意見やニーズ等を掘り下げ、本計画の見直しにあたってまちづくりの方針に反映するべき事項を整理しました。

ヒアリング実施の対象者等

項目	市街化調整区域のあり方	中心市街地・防災	地域住民
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会委員 19 名 ・JA いわて中央（盛岡） ・JA 新いわて（玉山） 	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市中心市街地活性化協議会委員 14 名 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域内の各町内会長・自治会長 127 名

ヒアリングによる意見

項目	主な意見	反映するべき事項
① 市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーマーケットの撤退や既存商店の廃業で高齢者は暮らしにくい。 ・宅地への転用が多く申請され、宅地の分譲や商業施設の建設が進んでいる。 ・市街化区域に隣接する地区はスーパーやドラッグストア、コンビニなどがあり、日常生活の買い物には不便がない。 ・農業の担い手、後継者が減っている。 ・若者の農村離れで空き家も増えている。 ・農林業は委託耕地が多くなり、それに該当しない土地は荒廃状態である。 ・市街化区域や住宅地に隣接する農地は狭く、集約化されず、耕作放棄地は放置されている。 	<p>⇒市街化調整区域の地域特性に応じた土地利用のあり方の検討が必要です。</p> <p>⇒市街化調整区域の農地の保全とコミュニティの維持が必要です。</p>
② 中心市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層の足は盛南地区など郊外の商業施設に向かい、ひと頃のような「中心市街地＝まち」のイメージが薄れてきている ・百貨店 Nanak の閉店、岩手医科大付属病院の移転、盛岡バスセンターの閉鎖、中三デパートの撤退等があり、かつての中心市街地の賑わいが見られない。 ・岩手県庁舎や盛岡市庁舎は老朽化が進んでおり、市庁舎などは分散しており市民が不便と感じる 	<p>⇒賑わいのある中心市街地の再生と魅力の向上が必要です。</p> <p>⇒官公庁施設が立地する内丸地区の再生が必要です。</p>
③ 防災	<ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路が多いため、避難活動等に支障が出る恐れがある。 ・昨今のゲリラ豪雨の際には住宅地の底部に周辺の水が流れ込み、一時的に床下、床上浸水の被害が発生している。 ・市街地の大部分が浸水想定区域に該当しているが、現実感に乏しく、市民の大半は危機意識を持っていない。 ・市民全員が盛岡市防災マップ・ハザードマップを活用するように周知すべき。 ・自主防災組織による訓練の参加者が少なくなっている。 	<p>⇒避難路の確保や水害に対する防災の取組が必要です。</p> <p>⇒市民一人ひとりの防災意識の向上が必要です。</p>

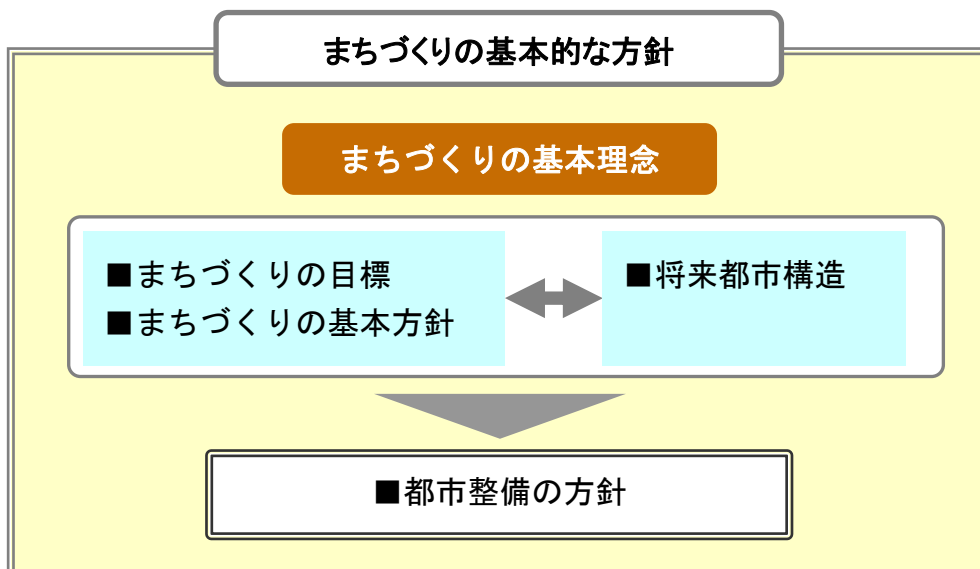
1. 基本的な方針の考え方

まちづくりの基本的な方針は「まちづくりの基本理念」と「都市整備の方針」で構成されています。

まちづくりの基本理念では、私たちが目指す将来像としての「まちづくりの目標」及びその実現のための「まちづくりの基本方針」を定め、「将来都市構造」で都市の骨格などに関する基本的な考え方を定めています。

さらに、具体的なまちづくりの進め方については「都市整備の方針」において定めています。

前章までにおいて、本市の現状や市民の意見、施策との整合などから、これまでのまちづくりの方向性は基本的に変わりがないことを確認し、現計画の方針について継続して取り組むものとしします。

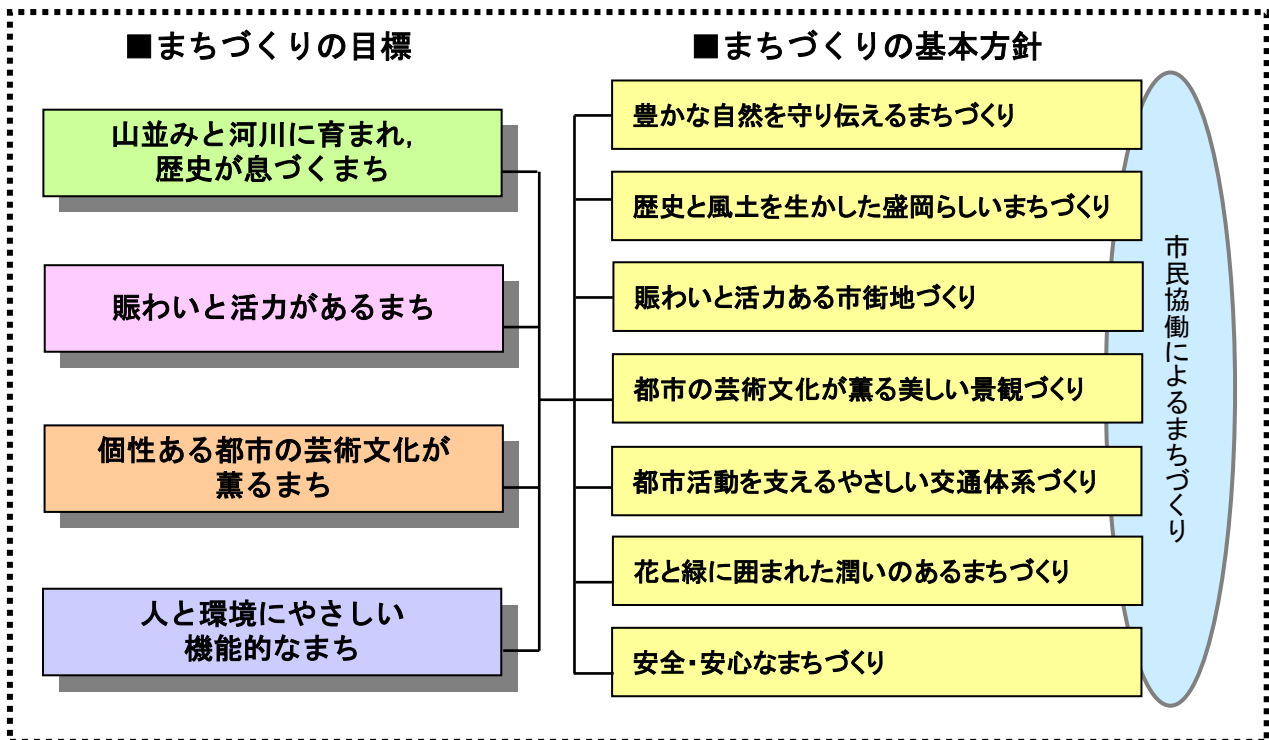


2. 本計画におけるまちづくりの基本理念

1) まちづくりの基本理念

「まちづくりの基本理念」は、「まちづくりの目標」や「まちづくりの基本方針」の趣旨を表現したものとして、これまで培ってきた盛岡らしい文化を守り、育み、開花させることをねらいとしています。そのためには、本市の財産である自然や歴史を次代に継承していくことが大切になると考えます。その上で都市の賑わいや活力を高めていくまちづくり、人や環境にやさしいまちづくりなどを市民協働により継続して行っていきます。

まちづくりの基本理念
心を育む、歴史と風格のあるまち盛岡の形成
～市民協働によるまちづくり～



また、まちづくりの基本理念を広く市民の方々に知っていただくためのキャッチフレーズは次のとおりです。

みどり、にぎわい、なつかしさ
—私のまち盛岡をみがこう！—

2) まちづくりの目標

本計画では、私たちがめざす将来像としての「まちづくりの目標」を、以下のとおり定めています。

目標1 : 山並みと河川に生まれ、歴史が息づくまち

目標2 : 賑わいと活力があるまち

目標3 : 個性ある都市の芸術文化が薫るまち

目標4 : 人と環境にやさしい機能的なまち

3) まちづくりの基本方針

「まちづくりの目標」を実現するための考え方を、引き続き「まちづくりの基本方針」として、以下の7つとし、基本方針の実現のため市民協働のまちづくりを進めます。また、新たな検討テーマに対する取組みを基本方針に反映します。

【※以降、主な変更点をアンダーラインで示します。】

基本方針1 : 豊かな自然を守り伝えるまちづくり

り、農林業の場であるとともに、私たちの生活を支える水源地域であることから、今後とも良好な環境を保全します。

また、市街地周辺に広がる農地や山林は、食糧など生産の場としての活用を図り、担い手の確保や都市との交流を図りながら、これらを守り伝えてきた地域のコミュニティを維持します。

基本方針2 : 歴史と風土を生かした盛岡らしいまちづくり

城下町としての風情を伝える建物やまちなみ、樹木や河川をまちづくりに生かすとともに、市街地から周辺の山並みの眺望を大切にしたまちづくりを進めます。

また、来訪者が盛岡の歴史と風土を感じとれるような魅力的なまちづくりを進めます。

基本方針3 : 賑わいと活力がある市街地づくり

北東北の広域的交流拠点としての優位性を生かし、コンベンション機能など多様化する新たな機能の受け皿として、交流を活発にするまちづくりを進めます。

県都そして盛岡広域都市圏の中心としての機能集積をさらに高め、コンパクトで健全な市街地を形成します。

中心市街地においては、歩行者中心のまちづくりを進めるとともに、低未利用な土地・建物の活用や更新を進め、魅力あるまちなかの再生を図ります。

また、広域交通の利便性など、立地特性に応じた土地利用を図り、工業等の振興と雇用の創出に資するまちづくりを進めます。

さらに、地域における人々の繋がりを大切にするよう、コミュニティに配慮したまちづくりを進め、賑わいと活力ある市街地をつくります。

基本方針4：都市の芸術文化が薫る美しい景観づくり

多くの先人たちによって創造されてきた芸術文化をまちづくりに生かしながら、次世代に継承する美しい景観づくりを進めます。

基本方針5：都市活動を支えるやさしい交通体系づくり

都市活動を支える交通は、目的や場所、時間などに応じて適切な交通手段で移動できるよう、広域的な交通網を確保しながら、市街地を中心に公共交通を利用しやすくするとともに、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる交通環境を確保し、自動車に過度に依存しない「ひと・まち・環境にやさしい」交通体系をつくります。

基本方針6：花と緑に囲まれた潤いのあるまちづくり

市街地の周辺の丘陵地や農地、公園や河川は、都市空間に四季の自然や潤いを与えてくれることから、身近に花や緑を感じられる場として大切にするとともに、これらをまちづくりの中で生かすため、水と緑のネットワークを形成します。

基本方針7：安全・安心なまちづくり

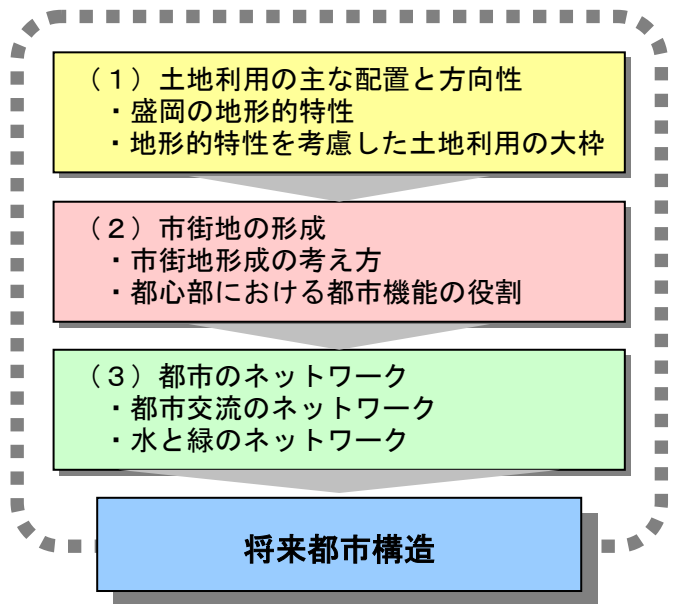
脱炭素社会の実現に向けた二酸化炭素排出抑制や、地震や風水害等の自然災害のリスクを回避・低減、防犯やユニバーサルデザインなど、SDGsに基づいた取組を推進することにより、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

3. 将来都市構造

目標や基本方針を踏まえ，将来にわたる土地利用や交通，水と緑などの考え方を，「将来都市構造」として位置づけています。

都市構造を考えるにあたり，段階的に次の3つに分けて考え，それぞれの考え方を一体として将来都市構造とします。

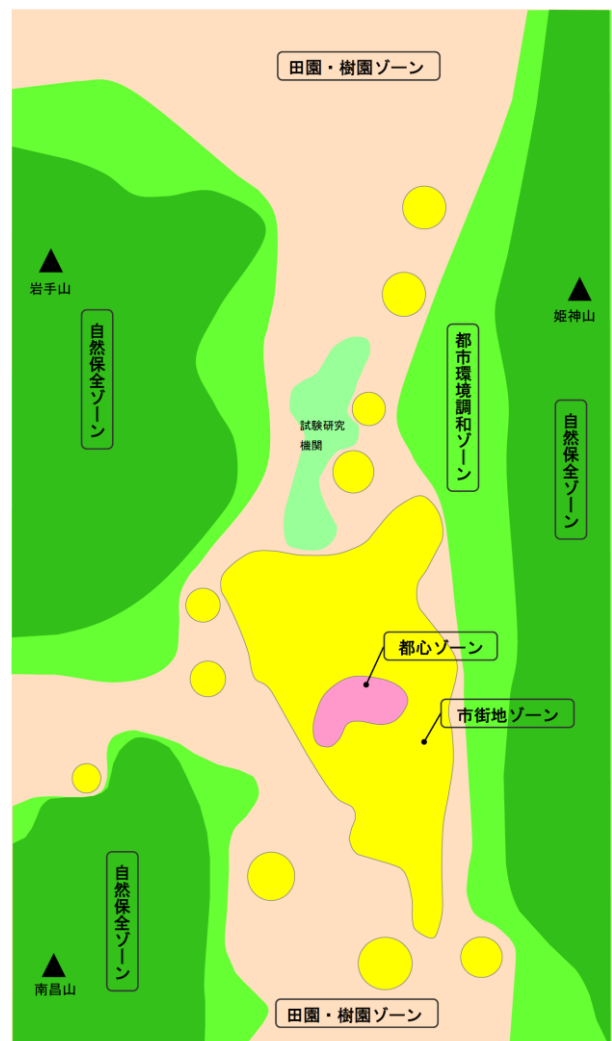
本市における将来都市構造の組み立て



(1) 土地利用の主な配置と方向性

- ・自然保全ゾーン：適切な管理のもと，今後も山林として自然環境の維持・保全を図ります。
- ・都市環境調和ゾーン：山林を基本としながら，自然環境と市民生活との関わりをバランスよく保つよう，公園やレクリエーション施設など，市民が緑を享受できる公共公益的な土地利用を図ります。
- ・田園・樹園ゾーン：農業の活動を基本とするとともに，市街地周辺から丘陵地に広がる緑のゾーンとして都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図ります。
- ・市街地ゾーン：平野部に配置し，効率的で機能的な土地利用を基本に良好な市街地の維持と充実を図ります。
- ・都心ゾーン：本市の商業，業務等の機能を集約した中心市街地として，都市機能の集積と充実を図ります。

土地利用のゾーン

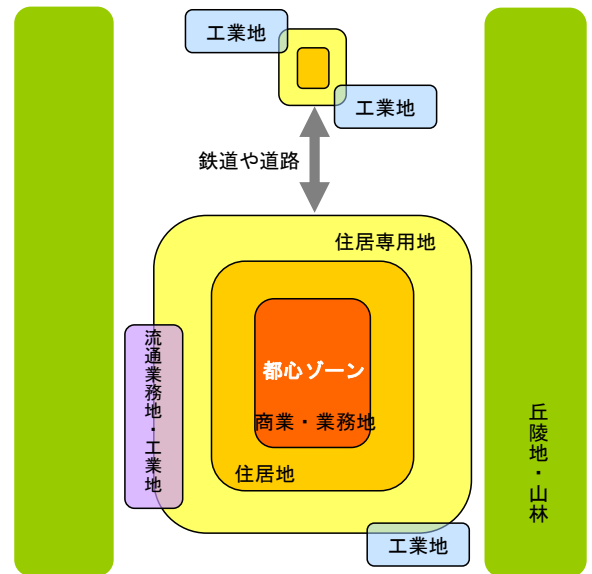


(2) 市街地の形成

本市の市街地については、人口減少や少子化・高齢化、経済財政の状況、環境への配慮など情勢の変化の中で、より効率的で機能的な市街地形成が求められています。

また市街地と東西の丘陵地などの自然環境が調和する、本市の都市構造を維持するために、市街地の形成については右図のように定めます。

市街地と土地利用の配置パターン



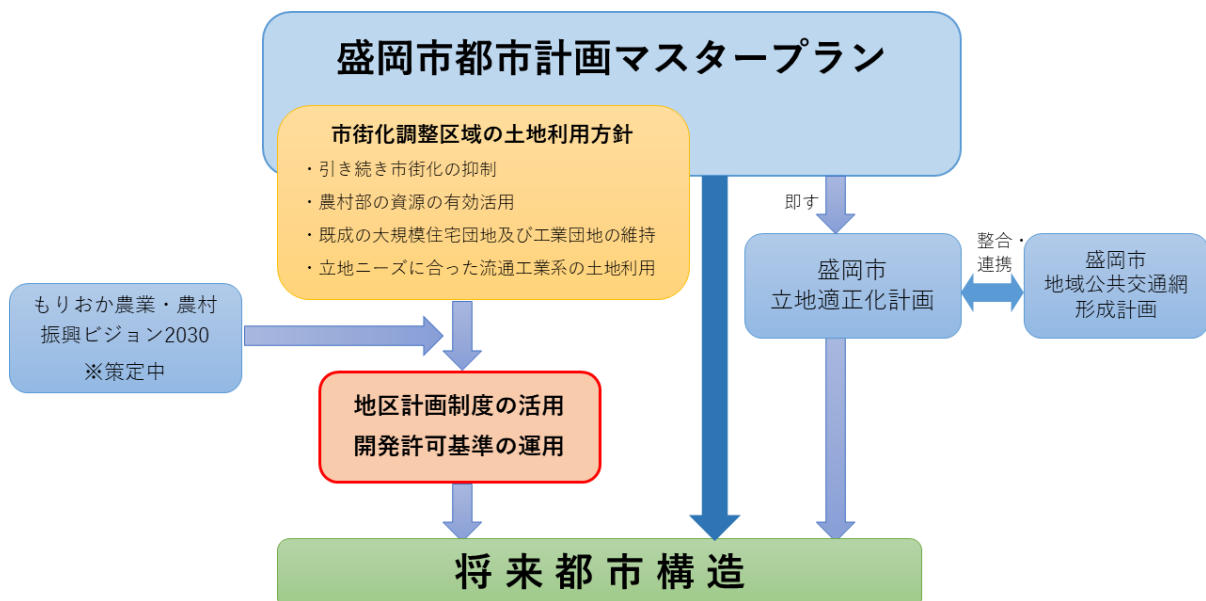
(3) 市街化調整区域の土地利用方針【新規】

市街化調整区域は、無秩序な市街化を抑制し、優良な農地や自然環境の保全を図る区域です。一方、人口減少、少子化・高齢化の進行などにより、集落におけるコミュニティの維持や地域活力の低下、大規模住宅団地や工業団地の新規の立地や更新、盛岡広域都市圏の商業を支える流通や、雇用を支える工業の用地の確保が課題となっています。

このようなことから、市街化調整区域における土地利用に対する基本的な方針を次のとおりとします。

- ① 引き続き市街化の抑制
- ② 農村部の資源の有効活用
- ③ 既成の大規模住宅団地及び工業団地の維持
- ④ 立地ニーズに合った流通工業系の土地利用

市街化調整区域の土地利用方針の位置づけ



(4) 都市のネットワーク

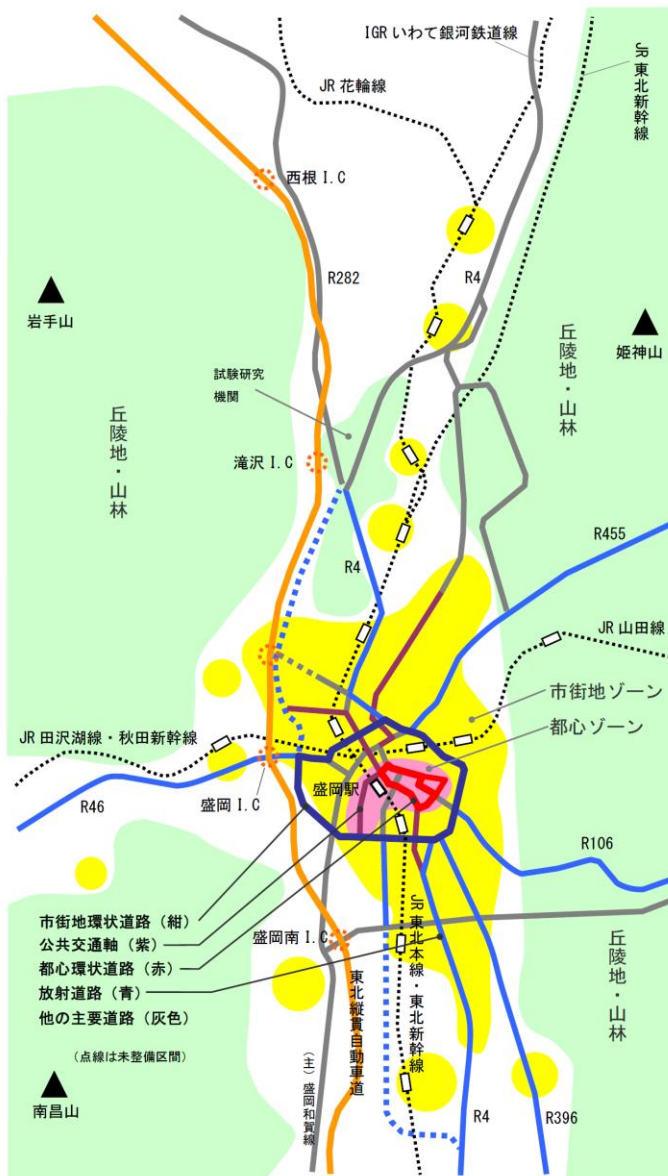
① 都市交流のネットワーク

北東北の広域的交流拠点、県都や盛岡広域都市圏の中心として盛岡の都市交流を支えるためには、多様な交通手段の特性を生かした複合的で機能的な交通ネットワークの形成を図ります。

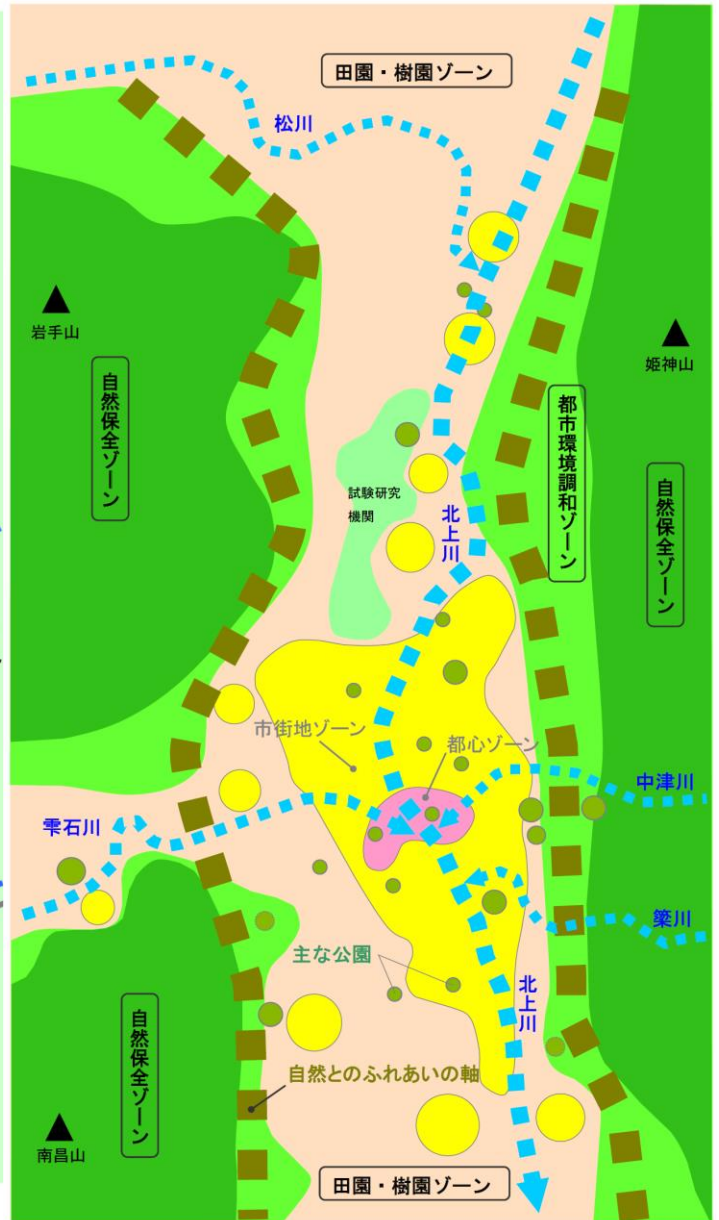
② 水と緑のネットワーク

東西の丘陵地や山林，市域を流れる河川，市街地周辺に広がる田園や樹園，また市内各所の緑や公園等によって構成される，水と緑によるゆとりと潤いのある空間として「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。

都市交流のネットワーク



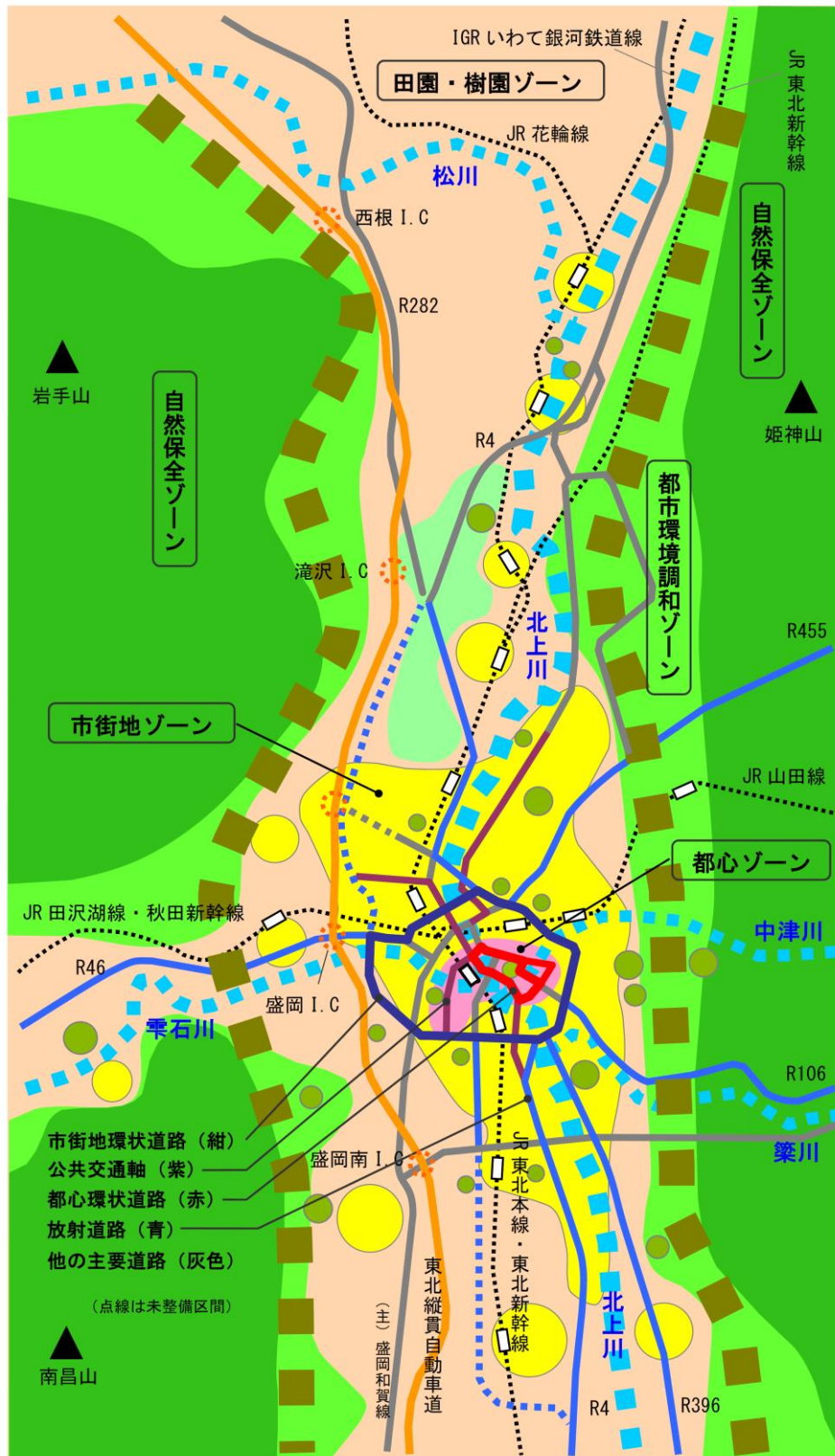
水と緑のネットワーク



(5) 将来都市構造

これまでに述べた将来の都市構造を総合すると、以下のとおりとなります。

本市の将来都市構造図



4. 都市整備の方針

都市整備の方針は、まちづくりの基本方針を受け、まちづくりの目標を達成するために必要な都市整備の取り組みを示したものです。

まちづくりの目標を達成するためには、まちづくりの基本方針ごとに、土地利用、交通体系、都市施設、都市景観、自然環境などの各分野における一致協力した取り組みが必要です。

方針1：豊かな自然を守り伝えるために

(1) これからも周囲の山々や丘陵地の自然環境を保全します。

- ・貴重な資源である豊かな自然環境を次世代に継承し、また水道の水源地域の環境を保全するために、山林や丘陵地等保全を図る地区には原則として住宅地等の市街地の拡大が行われないよう規制を図ることとします。

(2) 市街地に近接する緑地を都市との交流の中で活用します。

- ・玉山地区や西部地区などにおいては、山林や農地など景観や地形的な特徴のほかに、市街地でない暮らし振りなどの魅力を有しています。このような資源を活用して、市民やNPO、企業などとの連携により、グリーン・ツーリズムなど近接する都市との交流を進め、市民の多様な余暇活動を生み出す場として活用します。
- ・コミュニティの保全や地域の活性化のため、自然にふれあうような新たな居住スタイルに対応した宅地の確保など定住化の支援を図ります。
- ・下太田、下飯岡などの市街地に近接する既存の集落においては、農業との調整を図りながら地区計画などの手法による計画的な生活基盤整備を図ります。

(3) 山林や農地の保全、既存集落の活性化を図ります。

- ・市街化調整区域においては、無秩序な市街化の抑制と農地や森林、集落等の保全を前提としつつ、耕作されていない農地や空き家の利活用を図ります。
- ・既存のコミュニティの保全や地域の活性化の観点から、グリーン・ツーリズム、6次産業化及び地場産材と特産品の利用拡大など、地域の特性を生かした取り組みについて、農林業の施策に対応した土地利用を図ります。

方針2：歴史と風土を生かした盛岡らしいまちをつくるために

(1) 市街地からみた山並みの眺望を確保します。

- ・本市は、市街地の周囲に山並みや丘陵地があり、それを源に河川が流れている「蔵風得水」の地とされています。市街地から見る自然の景観は、盛岡固有のものであり独特の風情を醸し出しています。そのため、市街地からみた山並みの眺望を確保するよう今後も建物の高さや立地について適切な誘導を図り、山並みの眺望と調和が図れるまちづくりを行います。
- ・特に、橋を通した眺めや盛岡城跡公園（岩手公園）など、本市の特色となっている場所からの眺めを大切にします。

(2) 歴史的景観と調和したまちなみを誘導します。

- ・本市の歴史と文化を守るため、旧市街地に残る城下町の風情を感じるまちなみや歴史的建造物の周辺においては、歴史的景観に調和したまちづくりが必要です。そのため、個々の建物の形態や意匠などについて、周囲の景観に調和するよう適切な誘導と規制を図り、地域の個性を生かした魅力的なまちづくりを進めます。

(3) 河川空間の魅力を向上させるとともに、河川と調和した建築物の誘導を図ります。

- ・本市では市街地を河川が流れ、まちなみに潤いと季節感を添えるなど重要な景観要素となっています。このような恵まれた環境をまちづくりに生かすため、建物など都市景観の形成や、市民が気軽に河川と親しめるような親水空間や、回遊しながら散歩などを楽しめるような空間の整備を図ります。
- ・市街地の橋から見た周囲の丘陵地や山並みの自然景観は、市民の誇りでもあり、そのため、河川敷からの景観とともに市街地における橋も重要な視点場と捉え、周囲の景観を損なわないよう河川沿いの建築物については、盛岡市景観計画に基づいて適切に誘導します。
- ・北上川や中津川が流れる市街地の中心部においては、川の魅力を生かした空間整備による潤いのあるまちづくりを進めます。

方針3：賑わいと活力がある市街地をつくるために

(1) 都市圏の市街地の低密な拡大を抑制し、コンパクトな市街地を形成します。

- ・秩序ある土地利用を図るため、盛岡広域都市圏での市街地の低密な拡大（拡散）が行われないよう、居住の誘導及び都市機能の集積を図ります。
- ・都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設については、計画的な立地制限を行うことにより、市街地の健全な土地利用のバランスを図ります。

(2) 住環境やコミュニティに配慮した市街地の形成を図ります。

- ・既存の市街地において住環境の改善が求められる地区においては、地区計画制度の導入や民間開発への適切な指導により、道路整備や適切な土地利用の誘導などを図るほか、暮らしを支える日常サービス機能の充実が図られるよう、良好な市街地の形成を推進します。
- ・既存の住宅地においては、コミュニティに配慮した土地利用や道路・公園等の都市施設の整備や維持管理により、住み良い住環境の形成を図ります。
- ・郊外の住宅地では、良好なコミュニティを維持するとともに、ゾーンバスなどの整備により都心地区とのアクセス性の向上を図ります。
- ・市街地に残るまとまった規模の農地については、地区計画制度の導入により計画的な道路等の生活基盤の整備を促し、良好な居住環境を有する宅地整備を誘導します。また、市街地に散在する農地や耕作されていない農地については、家庭菜園等への活用を通じて緩やかに宅地化をめざすほか、市民の交流などによる地域の活性化の方策を検討します。

(3) 既存の市街地の活性化を図り、効率的な土地利用を図ります。

- ・中心市街地においては、道路や鉄道、バス交通など既に整備されている社会基盤を有効に活用して都心機能を高め、効率的な土地利用を図ります。
- ・都心周辺部の大慈寺地区においては、地域の特徴である歴史的まちなみを活用したまちづくりを行い地域の魅力を高めるとともに、観光などの新たな産業と交流の創出による地域の活性化を図ります。
- ・松園ニュータウンなど居住者の高齢化等により多様な世代の暮らしの場として課題が生じている郊外の大規模住宅団地では、老若男女が安心して住み、働き、交流できる場としての再生を目的に、生活利便施設や就業の場等の多様な機能の導入や、空き地や空き家の抑制等による地域の活性化の方策について検討を行います。
- ・現在施行中の土地区画整理事業については、事業の早期完了をめざし、その促進を図ります。また、事業に長期未着手の区域においては、生活道路や下水道の整備などにより、生活環境の改善等を図ります。

(4) 都市に必要な機能の確保と効率性を高めます。

- ・中心市街地と盛岡駅西口地区、盛岡南新都市地区はそれぞれの地域特性を生かした機能分担を行い、連続的に都心を形成すると共に都市機能の集積を図ります。また、北東北の交流拠点としての優位性を生かして、盛岡都市圏はもとより岩手県を中心としての機能を強化します。
- ・市全体として商業のバランスが図られた発展が行われるよう、商業施策と合わせた適切な商業地の土地利用を図ります。また、工業系及び住居系の土地利用を図っていく地域においては、大規模集客施設の立地を制限します。
- ・地域の拠点や交通結節点においては、地域の賑わいを創出するために、商業施設や交流施設などを誘導します。

- ・新たな工業地や流通業務地は、高速道路のインターチェンジ周辺や盛岡南新都市地区、盛岡工業団地周辺等に用地を確保し、土地利用を誘導します。
- ・産業の振興と雇用創出のため産官学連携による新産業創出と研究開発型産業の企業誘致政策を推進し、盛岡南新都市地区のゆとりある市街地に研究開発型企業の誘致を図ります。また盛岡工業団地等を高度技術集積型産業の導入拠点に位置づけます。

(5) 中心市街地の再生と魅力向上を図ります。

- ・中心市街地は都市形成の核として、市街地の活性化の支援や市街地再開発事業、観光機能を有する施設の整備を通じ、都心機能の維持発展を図ります。また、街路空間を車中心から人間中心の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場の創出に取り組むことにより、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指します。
- ・中心市街地の活性化に向けて、来街者の増加などを図る取組を推進するほか、低未利用土地等の発生抑制や既存ストックの有効活用などにより、魅力にあふれた活気のあるまちづくりを推進します。
- ・官公庁等の建物の老朽化に伴う更新が必要となっている内丸地区については、歴史性や周辺の環境を生かしながら、都市の中心拠点としての再生を図ります。
- ・盛岡城跡公園（岩手公園）の周辺地区では、歴史文化施設、街路や河川の整備などを通じ、風格と賑わいのある魅力的な都心の形成による、求心力のあるまちづくりを進めます。
- ・河南地区は、更新を予定する盛岡バスセンターの整備、大型商業施設の撤退に伴う跡地の市街地再開発事業により、バスターミナル機能と賑わい機能を高め、中心市街地へ訪れやすい環境づくりを進め、賑わいの再生につなげます。
- ・「市街地からみた山並みの眺望確保」、「歴史的景観と調和したまちなみの誘導」や「河川空間の魅力確保」等によりまちなかでの観光の魅力を高め、交流人口の増加を図ります。
- ・眺望確保や魅力あるまちなみの誘導に配慮しながら、中心市街地周辺における住居系建築物の立地等により、中心市街地を支えるまちなかの定住人口を確保します。
- ・公共交通によるアクセス性が高く、バスや自転車、徒歩の利用が快適であり、高齢者などにも優しい中心市街地を形成します。

方針4：都市の芸術文化が薫る美しい景観をつくるために

(1) それぞれの地域の個性を大切に景観の形成を図ります。

- ・中心市街地においては、まちの魅力を高めるため、盛岡市景観計画のもとで、山並みの眺望や河川景観、歴史的景観、街路景観など、各地域の特性と調和させながら、歩行者に快適で賑わいと活性化に寄与する景観を形成します。

- ・住宅地等の既存の市街地においては、それぞれの持つ地域の個性を生かすなど、快適な住環境の保全と良好な景観の形成の調和による魅力あるまちなみづくりを推進します。さらに重点的に景観形成を図るべき地区では、市民との協働により地域の特徴を最大限に生かし、また良好な景観を守り、創り、育てることにより地域の魅力を高め、活力あるまちづくりを推進します。
- ・石川啄木や宮沢賢治などの先人の業績や、地域の伝統文化を大切にした魅力あるまちづくりを推進します。
- ・景観重要建造物に指定されている紺屋町番屋、市指定文化財である石川啄木新婚の家などの歴史的資源を維持・保全し、中心市街地における歴史的なまちなみの魅力向上を図ります。

(2) 新たな市街地にも魅力あるまちなみをつくります。

- ・盛岡南新都市地区や盛岡駅西口地区などにおいては、それぞれの開発コンセプトに合わせた魅力あるまちなみの創出に取り組みます。

方針5：都市活動を支えるやさしい交通体系をつくるために

(1) 都市間の交流や、人や物の移動を支える交通網の整備を図ります。

- ・北東北の広域的交流拠点としての優位性を最大限に生かすため、県内外の都市や地域との交流が円滑に図られるよう、高速道路や主要駅へアクセスする幹線道路や交通結節点などの整備改善、広域的な幹線道路の整備促進を図ります。
- ・都市機能の集積状況や将来的な人口分布を踏まえ、中心部と居住地を繋ぐ公共交通ネットワークの形成を図ります。
- ・幹線道路の整備を進めるとともに、既存道路も活用しながら、幹線道路としての基本的な機能を補完することにより、早期のネットワーク形成を図ります。
- ・田園・中山間地区の集落内の移動や最寄りの拠点との連絡、周辺都市の住民生活に必要な広域移動や観光、ビジネスなどに対応した誰もが利用しやすい公共交通網を形成します。

(2) 環境への影響を考え、通勤・通学や買い物などの交通は、公共交通や自転車を利用しやすくします。

- ・環境への負荷を低減し、朝夕の通勤・通学交通を中心に自家用車から公共交通や自転車への転換を促進するため、ソフト施策と併せて公共交通や自転車の利用環境を整備します。
- ・中心市街地と主要な各地域を結ぶ公共交通軸の充実・強化のため、バス優先の走行環境整備やバスと鉄道の結節強化を図るなど、交通網の整備を図ります。
- ・本市では、自転車を誰でも気軽に利用できる交通手段として位置付け、利用促進を図ることとしており、自転車通行帯等のネットワーク化や駐輪場の確保を図ります。

(3) より効果的・効率的な道路整備を進めていきます。

- ・市街地においては、公共交通の利便性向上や中心市街地の活性化を支える視点で、効果的かつ効率的な道路整備の促進を図ります。
- ・自転車の走行空間を新たに整備する道路に確保するとともに、既存の道路空間を活用し確保できるよう工夫を図りながら、自転車走行空間のネットワーク化を推進します。

方針6：花と緑に囲まれた潤いのあるまちをつくるために

(1) 市街地に近接した緑を守ります。

- ・身近に緑とふれあうことのできる潤いのある生活が送られるよう、市街地に近接する緑を守ります。
- ・グリーン・ツーリズムなどの地域間の交流を通じ、市街地周辺の農地の保全を図ります。

(2) 市街地の中において、身近な緑を増やします。

- ・盛岡らしい貴重な緑を後世に継承するため、街路樹の計画的な保全や公園施設の長寿命化などについて、多様な主体との協働により、持続可能な緑の環境を整える取り組みを進めます。
- ・公募設置管理制度（Park-PFI 制度）などの活用により民間活力を生かした整備を行うとともに、緑化支援制度等の見直しと推進を図りながら市民や民間企業による緑化を促進します。
- ・住宅地においては、生垣などによるまち全体の緑を増やしていくような取り組みを進めるなど、個々の住宅における緑の創出を誘導します。
- ・公園や緑地などを、緑道，歩道，自転車道，河川敷の散策路などにより結ぶネットワークの整備を図ります。
- ・市街地と里山などを結び自然に親しめるよう，今後も自然散策路などの整備を図ります。
- ・日常的なレクリエーションの場や災害時の避難場所として，また自然や歴史的環境の保全と活用を図るため，計画的に公園や緑地を確保します。

(3) 清流を守り，より親しみやすい川になるよう工夫をします。

- ・市街地では，貴重なオープンスペースであり，市民の憩いの空間でもある河川空間においては，安全性を十分に踏まえた上で自然環境や生態系に配慮し，市民が水辺に親しめる空間を創出します。
- ・地域の水路など水辺空間の整備を進め，また維持管理においては市民等との協働に取り組みます。

- ・現在の清流をいつまでも楽しむことができるよう、下水道施設の施設の整備・改善と適切な維持管理を進めるとともに、中山間地域等では合併処理浄化槽の普及促進を図り、公共用水域の水質を保全します。また、雨水排水施設の整備と適切な維持管理を進め、浸水の防除に努めます。

(4) 四季を感じられるまちづくりを進めます。

- ・並木や花は、まちに自然的な潤いを与えるとともに、市民生活に日常的・季節的な華やかさを演出する効果もあわせ持っています。そのため、市民と協力しながら、公園・緑地や河川敷、道路の植樹帯、公共・公益施設等の公共空間はもとより、自宅の庭など、身近な場において花や緑に触れられるような空間の整備や植栽を推進します。
- ・ハンギングバスケットを中心とした「花と緑のガーデン都市づくり」を推進し、道路の沿道に盛岡らしい花と緑による潤いあるまちづくりを進めます。

方針7：安全・安心なまちをつくるために

(1) 地震・火災・水害等に強いまちをつくります。

- ・中心市街地の多くの区域が、北上川等の洪水浸水想定区域に含まれており、洪水リスクの高いエリアにおける市街化を抑制するとともに、グリーンインフラなどによる雨水の流出抑制、河川・公共下水道施設（雨水）のハード整備による強化などによる災害リスクの軽減を図ります。
- ・万が一災害が発生した場合における被害の最小化を図るため、住民避難や救助支援に必要な道路やオープンスペース、防災施設の整備により、防災機能の強化を図ります。
- ・市街地の周辺部等においては、傾斜地に宅地が造成された区域があります。大雨や集中豪雨等により、がけ崩れや土石流、地すべり等の土砂災害が発生するおそれがある土砂災害警戒区域等もあり、危険箇所の解消、災害防止の対策を行うとともに、災害リスクのある区域の一定の開発行為を制限するなど市街化を抑制します。また、保安林など緑地の配置を行なうことで安全性の確保を図ります。
- ・建物密集している地区では、火災や地震等の災害が発生した場合に、被害がより大きくなる懸念されます。このため、都市機能が集積する都心部やその周辺においては、建築物の不燃化の促進や避難場所及び延焼遮断帯となる公園及び道路の整備を図ります。
- ・住宅地において道路が狭い地区については、消火・避難活動等を円滑に行えるよう、市民の協力のもと、生活道路の幅員確保及び避難路の確保等を図ります。
- ・宅地や建物などの安全性を高めるため、学校や公共施設などの耐震化に重点的に取り組むとともに、一般住宅の耐震化を支援します。

(2) 誰もが利用しやすい施設をつくります。

- ・施設の整備にあたっては、市民の誰もが利用しやすいよう、公的な建築物をはじめ民間の建築物、道路や公園などの施設において、バリアフリーやユニバーサルデザインに対する取り組みを進めます。
- ・公園など人が集まる施設は、地域の様々な活動に利用されコミュニティ形成の場としての役割も担っています。このため、今後もその整備にあたっては、位置や機能に対し地域住民の意見を反映させるとともに、生活スタイルの変化やニーズに対応した施設とします。
- ・冬季における生活環境を確保するため、道路や歩道における除雪などに努め、雪による渋滞や交通障害が起きないように、住民や町内会、商店街の組合や地区の事業者などと協働しながら、安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

(3) 犯罪が起こらない明るく暮らせる環境をつくります。

- ・道路や公園などの公共施設においては暗さや見通しの悪さを解消し、子供や高齢者が安心して利用できる施設づくりを進めます。
- ・今後も身近な公園や空き地などの管理を市民協働により行い、明るく美しい環境づくりを図ります。

(4) 脱炭素社会の実現にむけた二酸化炭素排出抑制の取組を推進します。

- ・都市の施設においては、例えば、盛岡駅西口地区のように、基盤整備に合わせ下水道から発生する熱の利用や、地下水の利用による融雪やソーラーエネルギーによる標識整備などの取り組みが行われています。今後もこのように、まちづくりに合わせ、エネルギーを効率的に利用する取組を進めます。
- ・市民、事業者、行政の三者が協働して、廃棄物発生の抑制を図るとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行います。また限りある資源の循環的利用の推進や省エネルギーへの積極的な取組を行います。
- ・地域資源により生み出したエネルギーを地域内で消費するエネルギーの地産地消により、地域全体でエネルギーを効率的に利用します。
- ・木質バイオマスや太陽光など再生可能エネルギーの普及促進に取り組むとともに、コンパクトな都市形成や公共交通機関の充実等を図ることにより、持続可能な低炭素型都市の構築を推進します。

市民協働によるまちづくり

1. 市民協働による、まちづくりの考え方

1) 行政と市民がお互いに支え合う

まちづくりは、行政、市民という垣根をなくして進めていくことが大切ですが、実際のまちづくりにおいてはそれぞれの立場もあります。このため、お互いの役割を踏まえ、それぞれが支え合いながら、まちづくりを進めていくことが必要です。

2) 多様な主体による地域づくりの実現

地域社会では、市民を始め、町内会・自治会等の地縁組織、コミュニティ推進地区等の地域の組織に加え、事業者、NPOなど、様々な主体が互いに関わりあいながらコミュニティが形成されています。

この計画では、町内会・自治会等の活動の充実・活性化を図るとともに、これらの枠を超えて多様な主体によって構成される組織が行う、地域の特色に応じた自主的な地域づくりの実現を目指します。

2. まちづくりの進め方と目標

第1段階：情報の共有化とまちづくりへの市民参加



- ・市民等と行政が情報を共有し、共通の認識をつくる。
- ・市民等の関心を高めるとともに、活動に参加するように促す。

第2段階：まちづくりの体制と協働のルールづくり



- ・まちづくりの体制をつくる。
- ・協働の場をつくる。
- ・まちづくり支援制度の普及や情報提供に努める。
- ・市民協働のルールをつくる。(盛岡ルール)

第3段階：まちづくりの目標設定と検証、さらなる改善へ



- ・協働により「まちづくりの目標」を設定する。
- ・目標をめざして「まちづくり活動を実践」する。
- ・目標の「達成度を検証」する。
- ・検証結果を活動に反映し「改善」する。(反復)

市民協働のまちづくりの推進

3. まちづくり活動の実践

「自分たちの住む地域は自分たちの手で」といった、市民が主体となったまちづくり活動が複数の町内会等において行なわれるようになってきました。

市民が自から住みよい環境を目指し、まちづくりアンケートの実施や現地調査、勉強会や情報紙の発行、通学路などの安全点検や伝統文化の伝承に取り組むなど、まちづくり活動を通じて、住みよい環境と地域のコミュニティの向上が図られてきています。

本市では、市民協働によるまちづくりを進めるため、事業者、NPOなどと行政が連携しながら、専門家（まちづくりアドバイザー）を派遣するなど、市民による自主的なまちづくりを支援しています。